



デジタルアーカイブ推進コンソーシアム

**DAPCON**

# 2017 年度活動報告書

2018 年 3 月 28 日

デジタルアーカイブ推進コンソーシアム

## 目次

1. 概要	2
1.1. 会長挨拶	2
1.2. 設立の趣旨	2
1.3. 組織構成（2017年12月5日時点）	3
1.3.1. 役員	3
1.3.2. 幹事（五十音順）	3
1.3.3. 会員（五十音順）	3
1.3.4. 事務局	4
2. 年間活動報告	4
2.1. シンポジウム・講演会等、会員向け活動	4
2.1.1. 設立総会	4
2.1.2. 第1回講演会	4
2.1.3. 会社見学会	5
2.1.4. 第2回講演会	6
2.1.5. 公開シンポジウム	7
2.2. デジタルアーカイブ分野の人材育成	9
2.3. 幹事会・総会	11
2.3.1. 事前アンケート	11
2.3.2. 幹事会	11
2.3.3. 総会	11
2.3.4. 技術委員会	11
2.4. 広報・取材等、社会的影響の表れ	12
2.5. 学会・研究機関連絡会との連携	12
2.6. パイロット事業の検討・推進	13
2.6.1. パイロット事業内容・期待効果	13
2.6.2. 関係省庁への提案・連携	15
2.7. デジタルアーカイブ関連の法整備への協力	15
2.8. 年次会計報告	16
3. 来年度活動予定	17
（別添資料1）	i

## 1. 概要

### 1.1. 会長挨拶

デジタルアーカイブ推進コンソーシアム（略称 DAPCON）は 2017 年 4 月に発足いたしました。その背景を考えると、日本は技術立国として文化財のデジタル化技術の開発、データベース構築を世界に先駆けて行なってきましたが、文化立国としての長期的視点が十分でなく、その取り組みは散発的で継続性に乏しいものでした。その結果、日本の知識基盤と産業基盤を支えるはずのデジタルアーカイブについても、個別の取り組みが多く、継続性に欠け連携が取れず世界に後れを取っています。

デジタルアーカイブというと博物館や図書館の収蔵庫に大事にしまわれた文化財の保存と公開という狭い分野の印象を持たれがちですが、本来は、それぞれの時代の最新の技術を用いて、最新の情報を記録し、次世代へ伝えることで、ビジネスや外交交渉を有利に進め、教育水準を高め、コミュニティの維持発展・文化アイデンティティの醸成を助けるものであり、未来への基盤づくりなのです。

産官学民一体となって日本のデジタルアーカイブ化を進める中で、本コンソーシアムは、その取り組みの継続性を担保するために必要不可欠な産業セクターの発展を生み出す力となり、様々な業態の関連企業が知恵を出し合い、デジタルアーカイブ産業としての底上げを図る場となるものです。そして、ようやく国全体としてのデジタルアーカイブへの取り組みが始まりつつある国会や政府、学界、様々なコンテンツホルダーとの緊密な連携の場となることを目指します。

関連各界のご理解とご協力をお願い申し上げます。

（デジタルアーカイブ推進コンソーシアム会長 青柳 正規）



（青柳正規会長）

### 1.2. 設立の趣旨

我が国における産業振興、学術文化の発展、教育の向上、日常生活の充実等国民生活のあらゆる場面において、デジタルコンテンツの開発・活用は今後の発展のためには不可欠の要因であり、それを支えるインフラとしてのデジタルアーカイブの整備・活用は我が国にとって喫緊の課題となっています。しかし欧米は言うに及ばず、中国、韓国などのアジア主要国と比べても、我が国におけるデジタルアーカイブ整備は緒についたばかりであり、その促進に向けた急速な取り組みが必要となっています。

こうした状況を受けて、東京大学大学院情報学環・学際情報学府が中心となりデジタルコンテンツの制作・流通・利用に関する研究を行ない、「デジタルアーカイブ産業」創生と発展のための基盤を整備する方策を検討してまいりました。そしてデジタルコンテンツの流通・

利用とそれを支えるデジタルアーカイブの構築に関わる諸団体が連携し、その促進のための共通の課題解決に向けて取り組むためにデジタルアーカイブ推進コンソーシアム (DAPCON) が本年4月に発足いたしました。

当面は産業活動の基盤となる、デジタルコンテンツ振興とデジタルアーカイブ利活用促進に係る基本法の制定および関連諸施策の推進を、国会はじめ関係諸方面に働きかけることにも重点的に取り組みます。

### 1.3. 組織構成 (2017年12月5日時点)

#### 1.3.1. 役員

会長	青柳 正規 (東京大学名誉教授・前文化庁長官)
副会長	臼井 紳一 (株式会社 NTT データ 執行役員)
副会長	北島 元治 (大日本印刷株式会社 常務取締役)
顧問	長尾 真 (京都大学名誉教授・京都府公立大学法人理事長)
顧問	中山 信弘 (東京大学名誉教授)
顧問	原島 博 (東京大学名誉教授)
顧問	御厨 貴 (東京大学名誉教授)
事務局長	長丁 光則 (東京大学特任教授)
監事	丸善雄松堂株式会社
幹事	以下幹事社 (9社)

#### 1.3.2. 幹事 (五十音順)

株式会社 IMAGICA  
株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ  
Oracle Corporation  
大日本印刷株式会社  
寺田倉庫株式会社  
日本ユニシス株式会社  
株式会社 日立製作所  
富士フイルム株式会社  
ヤフー株式会社

#### 1.3.3. 会員 (五十音順)

株式会社 ヴィアックス  
エヌ・ティ・ティ・ラーニングシステムズ株式会社  
株式会社 KADOKAWA  
カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

株式会社紀伊國屋書店  
キャノン株式会社  
TRC-ADEAC 株式会社  
株式会社電通  
日本出版販売株式会社  
株式会社博報堂  
パンチ工業株式会社  
株式会社ブックスキヤン  
方正株式会社  
丸善雄松堂株式会社

#### 1.3.4. 事務局

東京大学大学院情報学環 DNP 学術電子コンテンツ研究寄附講座

## 2. 年間活動報告

### 2.1. シンポジウム・講演会等、会員向け活動

#### 2.1.1. 設立総会

4月にデジタルアーカイブ推進コンソーシアムを発足し、25日に総会を開催しました。

内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省など関係省庁をはじめ、東京大学の担当教授陣、会員企業23社、計80名以上もの多くの方々が参集し期待の大きさが伺えました。

デジタルコンテンツの開発・活用は、日本の産業振興と学術文化の発展、教育の向上のため不可欠となっており、その促進に向けて急速な取り組みが必要となっています。そこで、デジタルコンテンツの流通・利用とそれを支えるデジタルアーカイブの構築に関わる諸団体が連携し、共通の課題解決に向けて取り組むために、本コンソーシアムが設立されました。

5月に設立されたデジタルアーカイブ学会と連携し、業界の技術標準化と法整備、人材育成を推進しています。

#### 2.1.2. 第1回講演会

設立総会に引き続き、東京大学名誉教授中山信弘氏による講演会「デジタルアーカイブをめぐる法的諸問題」と題して、海外のデジタルアーカイブ事情と国内の取り組み状況をご紹介します。

《要約》

「デジタルアーカイブをめぐる法的諸問題」 中山信弘（東京大学名誉教授）

デジタルアーカイブの構築は産業の発展のためには欠かせぬ基礎的インフラであるが、わが国は欧米と比較して、その構築が桁違いに遅れている。このことは、我が国の将来の産業や文化にとって、ボディブロー

のように効いてくるであろうし、気がついた頃には、手遅れということになりかねない。

古代エジプトのアレクサンドリア図書館以来、2000年以上もの間、情報の収集と蓄積の重要性は認識されているが、デジタル時代では資料の収集や蓄積の方法、利用の方法、そしてその規模において革命的な変化を遂げており、そのスピードは産業革命をはるかに凌ぐものである。デジタル情報のアーカイブ化により、従来の分散型の知は普遍的な知へと変化し、いずれはユビキタス世界が到来するであろうが、法的問題等によりなかなか進まないのが実情である。

世界各国はデジタルアーカイブに力を入れており、わが国も負けるわけにはゆかない。知は人類共有の財産ではあるが、アーカイブを全て外国に任せるということは、情報の首根っこを外国に握られてしまうことを意味し、それはわが国の文化の衰退につながるであろう。デジタルアーカイブには膨大な予算と資金と人材が必要となるが、文化立国を目指すわが国の政治的な大きな課題である。

デジタルアーカイブの構築には諸々の法的な問題もある。情報の収集には権利者不明の情報(孤児著作物)の処理、収集された情報を有効利用するためには公衆送信権等の改正、また著作権ある情報の利用についての課金が必要となるかもしれない。最低限、公的なアーカイブについては早急な手当が必要となろう。将来は、Google とか、あるいは Europeana、アメリカのデジタル公共図書館との協調ということも考えられよう。



(第1回講演会：中山信弘先生)

### 2.1.3. 会社見学会

株式会社 IMAGICA 様の協力により以下のとおり見学会を開催し、6社16名の会員が参加しました。

- 日時：9月19日(火) 16時～17時30分
- 会場：株式会社 IMAGICA 東京映像センター  
〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-14-1
- 内容：
  - ・16時05分～16時20分 会社説明
  - ①会社概要について
  - ②映像アーカイブサービスについて
  - ③その他取り組みについて

- ・ 16 時 25 分～17 時 20 分 作業工程見学
  - ーフィルム整理
  - ースキヤニング
  - ーフィルムレコーディング
  - ーデジタル修復
  - ーテープマイグレーション（自社開発ロボット含む）
  - ーVR
- ・ 17 時 20 分～17 時 30 分 全体を通じて質疑応答

#### 2.1.4. 第 2 回講演会

2017 年 9 月 29 日に東京大学名誉教授 原島博氏を講師に招き、第 2 回講演会を開催しました。

《講演会レポート》

「情報メディア技術の変容とデジタルアーカイブへの期待」 原島博（東京大学名誉教授）

原島氏は情報メディア技術の歴史を俯瞰し、現代の情報メディアまでの進化を順を追って紐解いていった。

##### 情報メディア技術の変遷

1980 年代半ばに、情報メディアの電子的なメディア技術は、デジタル技術がキーになり、それまで個々に発展してきた「電気通信技術」「放送家電技術」「情報処理技術」が融合し、一つのメディアになった。

80 年代にパソコンで映像・音響が扱えるようになるとメディアはインタラクティブなものに進化し、90 年代にインターネット技術が世界中をつなぎ、利用者どうしのネットワークコミュニケーションを可能にした。さらに 90 年代後半には、インターネットでの検索・配信技術が発展し、世界中の膨大な情報資源が、いながらにして利用可能になった。そして 2000 年以降、ブログそして SNS が発展して、ユーザーが情報発信者として情報メディアを牽引するようになったのである。



（原島博先生）

##### 「文化の保存」基盤から「文化の創造」基盤へ

太古から振り返ると、「ことば」が知の伝承を可能にし、「文字」が知の記録を可能にした。「印刷術」は知の流通を可能にし、そして「デジタル」が知の共有と共創を可能にするようになった。知の共創、その基盤となるのがデジタルアーカイブである。原島氏の専門である映像技術を鑑みても、デジタルアーカイブが関わることで、映像の概念から変えられてしまったと言う。例えば、これまで、映画は四角い枠ありきで撮影され、いかにその枠の中に上手く表現していくかが重要であった。しかし、現在、全方位撮影・全天周カメラ・ドローンなどで撮影された膨大な映像データのアーカイブを用いることで、別の表現によるクリエイティブが出現し、しかも、それを個人が創ることができる時代である。つまり、デジタルアーカイブは「文化の保存」基盤という役割を超えて、「文化の創造」基盤へと移り変わってきている。

### 技術の発展が可能にした「知の共有」「知の共創」

文化創造の基盤は、人々の創造的な生活そのものへの基盤へと発展する。デジタルアーカイブによってモノづくりが変わり、人々の生活が変わるのである。

近代は、長きに渡って分業を前提とした経済発展を遂げてきた。産業界が生産し、個人は消費するだけの存在となった。ところが、情報技術が、モノづくりのパーソナル化を可能にし始めている。情報技術の変容として、モノづくりのパーソナル化が現在、最先端技術である。たとえば三次元プリンタは「情報から物質へ」の変換を実現し、そして三次元スキャナの登場は、「物質から情報へ」の変換という新たな可能性を生み出した。

デジタルアーカイブは、新たな文化「人々が創造的な生活者となる時代」を到来させる。自分で必要なものを必要なだけ作る、真の循環型のエコ社会が到来しようとしている。そして、共創の時代は、個人と社会の自己実現を可能にする。それを支えているのがデジタルアーカイブ技術である。

会場の参加者は、時折うなずきながら熱心に耳を傾けている様子で、講演後には多くの質問と意見が交わされた。



(第2回講演会)

#### 2.1.5. 公開シンポジウム

2017年12月5日にデジタルアーカイブ学会主催、デジタルアーカイブ推進コンソーシアムと小学館が共催の形で第1回公開シンポジウムを「著作権だけではない！デジタルアーカイブと法制度の新たな課題解決にむけて」と題して一般公開で開催しました。錚々たる登壇者と来賓の方々が集結しデジタルアーカイブにおける権利問題、特に所有権と肖像権、プライバシーに関して、各々の立場から課題と取り組み方が発表され活発な議論が交わされました。詳細なレポートはニューズレターNo.4とデジタルアーカイブ学会誌に掲載される予定です。



(青柳正規 DAPCON 会長)



(長尾真デジタルアーカイブ学会会長)





(パネルディスカッション「これからどう取り組めばいいのか」)

《式次第》

1 問題提起

青柳正規 デジタルアーカイブ推進コンソーシアム会長 (前文化庁長官)

2 来賓ご挨拶

永山裕二 内閣府知的財産戦略推進事務局次長

3 事例報告

日本美術全集のデジタル活用 (疑似著作権) : 清水芳郎 小学館出版局チーフプロデューサー

記録映画フィルムの移管 (所有権) : 浜崎友子 記録映画保存センター

震災アーカイブの公開 (肖像権) : 長坂俊成 立教大学教授

4 法的問題の全体見取り図

福井健策 骨董通り法律事務所パートナー弁護士 (JSDA 理事・法制度部会長)

5 オープンワークス処理の現在

瀬尾太一 日本写真著作権協会常務理事

6 パネルディスカッション「これからどう取り組めばいいのか」

<パネリスト>

太下義之 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング芸術・文化政策センター長

瀬尾太一 日本写真著作権協会常務理事

福井健策 骨董通り法律事務所パートナー弁護士 : 司会

山川道子 プロダクション・アイジー アーカイブグループリーダー

7 閉会のご挨拶

長尾真 デジタルアーカイブ学会会長

## 2.2. デジタルアーカイブ分野の人材育成

デジタルアーカイブに関する基本的知識と今後の課題について、デジタルアーカイブ産業界及び関連学术界に属する若手・中堅社員が、専門家による講義と討論を通じて共通認識を持つことにより、今後の産学連携によるデジタルアーカイブ産業の発展を担う人材の養成に資するため、月1回、9月～2018年3月まで全6回の連続セミナーを開催しました。また、東京大学大学院情報学環 DNP 学術電子コンテンツ研究寄付講座による研究開発成果の社会還元の間としても位置づけています。

### プログラム（主催：東京大学大学院情報学環 DNP 学術電子コンテンツ研究寄付講座）

回	実施日	セミナー内容	講師
1	2017年9月6日(水)	デジタルアーカイブの基本概念と構成要素	柳与志夫 (東京大学特任教授)
2	2017年10月4日(水)	各種デジタルアーカイブの現状(国内・外国)	時実象一 (東京大学高等客員研究員)
3	2017年11月1日(水)	コンテンツ構築(デジタル化とオープンデジタル)とシステム構築の方法	原田隆史 (同志社大学教授)
4	2017年12月6日(水)	デジタルアーカイブに関わる法制度の課題	生貝直人 (東京大学客員准教授)
5	2018年1月10日(水)	メタデータの基本と現状・課題	神崎正英 (ゼノン・リミテッド・パートナーズ代表)
6	2018年3月2～3日 1泊2日(箱根)	合宿(デジタルアーカイブ産業振興に関わる政策と産業化の課題等に関する講義と受講生によるモデル事業提案・討論)	柳与志夫(既述) 高野明彦(国立情報学研究所教授) 長丁光則(東京大学特任教授) 時実象一(既述) 生貝直人(既述)



(東京大学情報学環 本館教室にて)

## 《参加企業（全 16 社）》※五十音順

人材育成の観点から受講者は全 6 回、同じ方が参加することを条件としました。

株式会社 IMAGICA  
株式会社ヴィアックス  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
キヤノン株式会社  
大日本印刷株式会社  
TRC-ADEAC 株式会社  
寺田倉庫株式会社  
日本出版販売株式会社  
日本ユニシス株式会社  
パンチ工業株式会社  
株式会社日立製作所  
富士フイルム株式会社  
株式会社ブックスキャン  
方正株式会社  
丸善雄松堂株式会社  
ヤフー株式会社



(第 6 回目：箱根合宿 DNP 創発の杜・箱根芦ノ湖山荘にて)

## 2.3. 幹事会・総会

### 2.3.1. 事前アンケート

本コンソーシアムの活動に先立ち、①技術標準化、②法制度についての課題に関して会員予定企業23社にアンケートを4月に実施し13社から回答をいただきました。(回答率56.5%)  
(アンケート調査内容)

「デジタルアーカイブにおける①技術標準化、②法制度について、御社で取り組みが必要と思われる具体的な課題を挙げてください。」

アンケート集計結果は別添資料1を参照ください。これらの意見をもとに総会、幹事会にて活動内容の具体化検討を実施しました。

### 2.3.2. 幹事会

以下のとおり10回の幹事会を実施しました(2018年1月11日現在)。

①4月18日、②5月16日、③6月13日、④6月29日、⑤7月13日、⑥9月4日、  
⑦10月10日、⑧10月31日、⑨12月5日、⑩2018年1月11日  
議事次第はホームページ(<https://dapcon.jp/>)でご確認いただけます。

### 2.3.3. 総会

2017年度の総会は以下のとおり4回の実施となる予定です。

①4月25日、②7月28日、③2018年2月5日、④2018年5月(予定)

### 2.3.4. 技術委員会

(メンバー)

委員長：国立情報学研究所 高野教授

副委員長：IMAGICA 清野氏

委員(五十音順)：NTTデータ、オラクル、寺田倉庫、富士フイルム、方正

事務局：東京大学大学院情報学環 DNP 学術電子コンテンツ研究寄附講座

6月28日に第1回技術委員会を開催し、コンテンツID発行、LOD、IIIF、ダブリンコアとの関係性、データマイニング、長期保存といった技術課題と動向について議論を交わしました。今後はパイロット事業検討(後述)で挙がる技術課題を取り扱うとの結論に至りました。

## 2.4. 広報・取材等、社会的影響の表れ

本コンソーシアム発足に伴い以下のような形で各メディアに掲載されました。

◆日刊工業新聞 2016年11月25日 朝刊

『文化資源をデジタル化 NTT データなど 来春に企業連合』

◆月刊ガバナンス 2017年1月号

『デジタルアーカイブの推進に向け、課題や方向性を議論』

◆日本経済新聞 2017年1月7日 朝刊

『電子アーカイブ推進へ 初の産学連携組織』

◆カレントアウェアネス・ポータル（国立国会図書館）2017年4月26日

『デジタルアーカイブ推進コンソーシアムが発足』

◆月刊時評 2017年5月号

『政治のリーダーシップでアーカイブ推進法の制定を目指す（衆議院議員 馳浩氏）』

『アーカイブが実現する、“知のストック”形成（東京大学教授 吉見俊哉氏）』

『デジタルアーカイブは「知へのアクセス」の土壌づくり（大日本印刷株式会社 常務取締役 北島元治氏）』

◆月刊時評 2017年6月号

『オールジャパンのデジタルアーカイブの実現を目指して（内閣府知的財産戦略推進事務局長 井内撰男氏）』

『永続的な記録主義の実現が、健全な愛国心を涵養する（東京藝術大学社会連携センター 特任教授 青柳正規氏）』

『ナショナルアーカイブは新たな「社会基盤」(株式会社 NTT データ 執行役員 臼井紳一氏)』

## 2.5. 学会・研究機関連絡会との連携

本コンソーシアムと同時期に東京大学が中心となって発足した「デジタルアーカイブ学会」と「デジタルアーカイブ研究機関連絡会」との連携も本コンソーシアムの重要な活動のひとつです。デジタルアーカイブ学会は発足一年足らずで会員数が300名を越え、研究成果発表のための研究大会、技術、法整備などの部会活動も極めて活発に行われています。本コンソーシアムより同学会にデジタルアーカイブ周辺の技術動向調査、市場調査、関連法律案などのアドバイスを委託するなど密接な協業を進めています。デジタルアーカイブ研究機関連絡会はデジタルアーカイブ研究に携わる国内の研究者と研究機関を束ねた組織で、本コンソーシアムの技術情報、国際動向に関する大きな後ろ盾となっています。

## 2.6. パイロット事業の検討・推進

我が国のデジタルアーカイブ事業では国の予算がつきにくく予算がつく場合でも単発的であり多くが点の施策で終わっています。そこで本コンソーシアムでは「デジタルアーカイブによる地方創生」と題して地方創生、観光立国をキーワードに地域文化資源の基盤構築を推進していくパイロット事業を検討・実行していくこととしました。

### 2.6.1. パイロット事業内容・期待効果

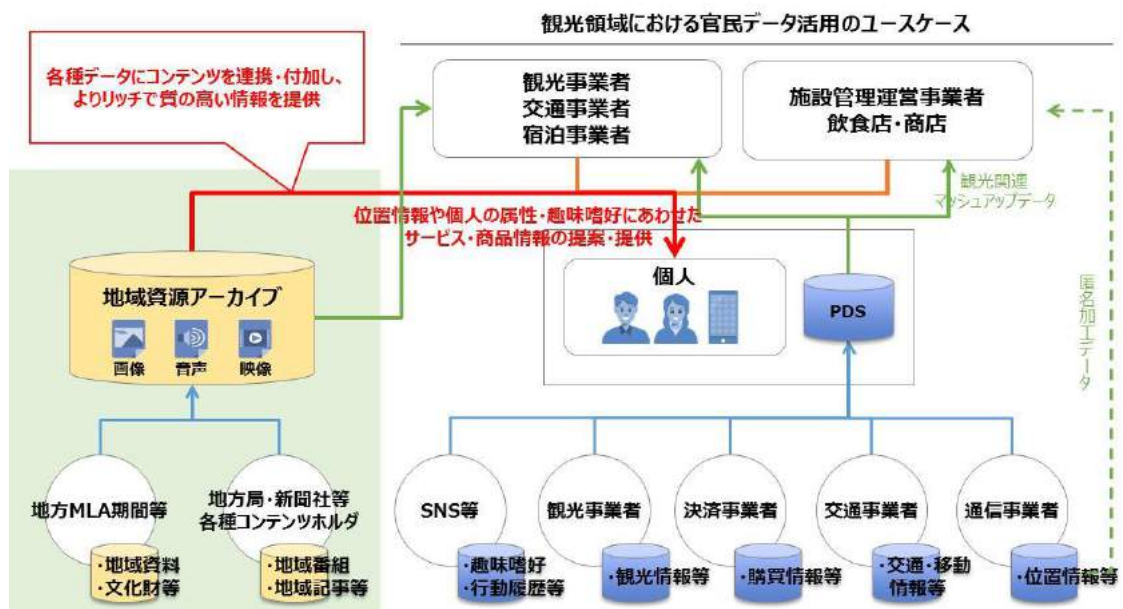
検討資料からの抜粋を以下に記載します。

#### ② 概要

観光領域での官民データ活用では、PDS等から得たマッシュアップデータから個人の位置情報や属性・趣味嗜好にあわせたサービス・商品の情報を提供、観光地全体での「おもてなしサービス」実現が構想されている。

それらの提供情報に、DAPCONが整備する「地域資源アーカイブ」のコンテンツを連携させることにより、利用者に対して当地の魅力をもっと訴求することができる、付加価値の高いサービスの実現が期待できる。

#### ③ 概念図



#### ④ サービスイメージ

##### ◆サービスコンセプト

「個人の位置情報・趣味嗜好にあわせたパーソナル情報」×「地域資源コンテンツ」による観光サービス  
拡充

例) 観光事業者や交通事業者が、パーソナル情報を利用した観光情報を発信することに加えて、関連する  
コンテンツを連携・活用し、観光客の体験価値を向上させるサービスを提供

- ・ 史跡・名所・パワースポットや、歴史的資料が生まれた場所等、地域資源にゆかりがある場所の  
周辺を移動中に関連情報を受信、さらにコンテンツまで閲覧できることで、地域に対する深い理  
解を促進、より強い興味・関心を喚起
- ・ 好きな映画のロケ地近辺を移動中に関連情報を受信、さらに歴史的資料や地方新聞・放送局等の  
コンテンツも連携して閲覧できることで、観光客の体験価値が向上

##### ◆アプローチ

- ・ “休眠”した地域資源の観光資産化（地域資源アーカイブ）
- ・ パーソナル情報と地域観光資源のマッチングによる観光消費促進（PDS×地域資源アーカイブ）
- ・ 観光資源の訴求力向上によるインバウンド強化（3D/AR/VR、ドローン、超高精細映像等の技術活用）

#### ⑤ 期待効果

（デジタルアーカイブ関連事業者にとって）

- ・ 共通のプラットフォームと業務フローが適用できるため、効率よく品質の高いサービスを提供できる。

（国にとって）

- ・ 地域文化資源を掘り起こし、観光資源化することにより地方創成を加速化できる。

（地方自治体にとって）

- ・ 予算のつきにくいデジタル化事業を標準的な手法で効率よく実行できる。
- ・ DA学会の協力により、地域の人材発掘と育成が可能になる。

（ユーザ（利用者）にとって）

- ・ 自治体単独の事業でなく日本全国規模の事業ゆえに、「日本の地域文化観光資源」を網羅的に利用できる。  
（多角的な閲覧鑑賞が可能になる。）

#### ⑥ パイロット事業での想定成果物

- 1) 地域文化資源ポータルサイト（地方紙やCATVなどコンテンツホルダーとの連携機能を含む）
- 2) ポータルサイトに搭載するデジタルコンテンツ（コンテンツ発掘、人材発掘を含む）
- 3) 技術標準化仕様書
- 4) 地方創生業務ガイドライン（標準業務フロー、イベント企画、契約書雛型、デジタル化作業標準な  
ど）
- 5) 事業結果報告書（事業継続に向けた評価結果を含む）

## 2.6.2. 関係省庁への提案・連携

国のデジタルアーカイブ推進のまとめ役となっている内閣府知的財産戦略推進事務局との関係は本コンソーシアム発足以来継続しています。今後同局が進める「ジャパンサーチ」との連携が重要であると認識しています。

さらに総務省（情報流通行政局情報流通振興課および情報通信政策課）、経済産業省（商務情報政策局コンテンツ産業課およびメディア・コンテンツ課）とも活発な意見交換を継続しています。

今後、本コンソーシアムのパイロット事業推進のため、観光庁、文化庁などとも接触していく予定です。

## 2.7. デジタルアーカイブ関連の法整備への協力

2017年5月18日に開催された自由民主党デジタルアーカイブジャパン構想推進議員連盟設立総会に同議連の要請により本コンソーシアム事務局が陪席しました。また、同議員連盟第2回総会（6月18日開催）において、事務局長である馳浩議員から本コンソーシアムに対して「デジタルアーカイブ推進基本法（仮称）」の要綱案提示の依頼がありました。そこで、デジタルアーカイブ学会法制度部会の協力を得て同要綱案のたたき台を作成し、本コンソーシアム幹事会にて内容の検討と追加を行った上で、8月7日に馳事務局長に要綱案を提出しました。要綱案たたき台（本コンソーシアム要望事項）に盛り込まれた基本事項は以下のとおりです。

- 基本法の目的（経済成長を含む）と趣旨
- 基本理念（新たな知的創造・経済活動の基盤整備を強調）
- 政府による振興基本計画作成の義務（民間主導による利活用促進策を含む）
- 産官学民による推進会議の設置
- 地方公共団体及び民間事業者の知的資産の活用
- 振興のための法制上・財政上の措置（権利処理の円滑化等）

今後の予定としては、議員連盟内での審議を経て、しかるべき時期に国会に上程されることが期待されます。



## 2.8. 年次会計報告

2017年7月に報告した予算計画を掲載します。2017年度最終会計報告は年度末に実施します。

デジタルアーカイブ推進コンソーシアム  
2017年度 予算執行計画書 (案)

(単位：円、%)

		予算	
		金額	比率%
収入	年会費	6,600,000	100.0
	① 収入合計	6,600,000	100.0
支出	■事務局運営費		
	人件費	100,000	1.5
	雑費（コピー用紙など）	30,000	0.5
	資料購入費	150,000	2.3
	交通費・出張費	100,000	1.5
	役員講演料	150,000	2.3
	(小計1)	530,000	8.0
	■広報普及費		
	ロゴ作成費	150,000	2.3
	取材費（講演会等、4回分）	350,000	5.3
	ニューズレターVol.1：編集費、印刷費	300,000	4.5
	ニューズレターVol.2：編集費、印刷費	300,000	4.5
	ニューズレターVol.3：編集費、印刷費	300,000	4.5
	ニューズレターVol.4：編集費、印刷費	300,000	4.5
	ホームページ作成費・運営費	600,000	9.1
	パンフレット：編集費、印刷費	110,000	1.7
	(小計2)	2,410,000	36.5
	■委員会等運営費		
	委員出張費	150,000	2.3
	委員長謝礼金	100,000	1.5
	(小計3)	250,000	3.8
	■研修・交流事業費		
	会場費	200,000	3.0
	謝礼金・講師料	200,000	3.0
	講師交通費	50,000	0.8
	セミナー合宿経費	400,000	6.1
	交流会補助金	120,000	1.8
	(小計4)	970,000	14.7
	■調査費等		
	商標調査	140,000	2.1
	市場調査	1,000,000	15.2
	協賛金等（5件程度）	1,000,000	15.2
	(小計5)	2,140,000	32.4
	■予備費	300,000	4.5
	② 支出合計	6,600,000	100.0
	①-② 当期収支差額	0	0.0

### 3. 来年度活動予定

今年度の成果をもとに、来年度は国会審議の状況把握や関係省庁へのアプローチを加速化しパイロット事業の具体化施策を推進していきます。

	2018												2019		
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
パイロット事業															
シンポジウム、講演会等	★2017年度 第3回講演会 (御厨先生)			★2018年度 第1回講演会			★2018年度 第2回講演会 ★第1回 シンポジウム						★2018年度 第3回 講演会		
連続セミナー	2017年度連続セミナー			2018年度連続セミナー (全6回)											
デジタルアーカイブ推進基本法	国会審議状況に応じて、デジタルアーカイブ学会と連携して活動														
関係省庁や業界団体との連携	内閣府、総務省、経済産業省、観光庁、文化庁、東京文化資源会議、デジタル文化財創出機構等と連携して活動														

## (別添資料 1)

### デジタルアーカイブ推進コンソーシアム (DAPCON) 今後の取組課題アンケート結果まとめ

2017. 04. 25

#### <技術標準化に関わる課題>

##### ■メタデータ

- ・ MLA 各機関により要求事項は異なり特に博物館では多様な項目が求められていて、統一はまず不可能と思われるが、せめて、ダブリンコア 15 基本要素のような位置づけの共通基本情報だけでも策定する必要がある。すでに実用化されているものがあるか、ダブリンコアがどの程度使われているか等の調査を含め、メタデータ間のマッピング作業での課題抽出と標準化を進める必要がある。
- ・ ダブリンコアに順ずる「映像」に対するメタデータの標準化。
- ・ 有償・無償コンテンツを含め、サムネイルを自由に交換・活用可能な情報セットの標準化。
- ・ インデックス検索のためのユニーク ID の仕様策定と共通化。
- ・ アーカイブに必要な(書誌)情報と、流通に必要な情報(方法)の標準化に対応するための伸縮性。
- ・ e-コード(電子出版コード)のコード体系確立。「ユニーク」と「つながりの明示」を保証できる e-コードはどうあるべきかの検討を経て、既存コードへの一元化か、新規の共通コード策定の取り組みが必要。現在、電子コミック用の JDCN、緊デジ対応のために策定された、「底本コード(底本 ISBN の一部) + 識別コード」、MBJ などの取次独自コードがあり、統一が図られていない。

##### ■フォーマット

- ・ 映像の Master についてのフォーマット(解像度、ビットレート、フレームレート、色域、カラーサンプリング、ビット深度)についてのガイドライン作成と更新ルール化。
- ・ 提供画像、保存画像の画質やフォーマットが決まっておらず、バラバラな状況。
- ・ 複数のアーカイブ間の連携を念頭においた場合の提供フォーマットの標準化。
- ・ 物品(映像・音声テープ、紙資料、その他物理媒体)の標準。

- ・ データ圧縮方式、ファイル形式、変換方式についての標準。
- ・ 年々進化していくコンテンツの保存フォーマットに対する拡張性と保存方法。
- ・ 保管するファイル形式、保管する媒体、下位互換（保管されたファイルが、将来に渡って読み取り可能なこと）、暗号化について検討する必要がある。

#### ■コンテンツ

- ・ 保存するデータの範囲（プロジェクトファイル、素材など）。
- ・ デジタルデータの保管および物理保管についての検討。
- ・ 映像と紙資料のデジタル化の標準。

#### ■作業ルールの策定

- ・ 作業欠如によるトラブル防止、無駄な作業を排除した効率化を目的に MLA 職員向けのガイドラインを策定してはどうか。
- ・ 作業記録情報のルール化。
- ・ 作業指針と媒体の扱い方。

#### ■保存環境

- ・ 保存メディアと保存環境（正・副、複数の場所など）
- ・ 長期保存観点での情報管理が組織的にも物理的なデータ管理においても考慮されていない。
- ・ 物理保管に関する、保管設備、温湿度、保存容器など、保管技術及び環境とメンテナンスについて。
- ・ 保存方法（記録媒体、保管環境、消失リスク回避、セキュリティなど）やメンテナンス（耐用年数とデータの移し変えなど）。

#### ■公開環境

- ・ 一企業の技術や製品に依存しオープン技術を採用しない DA システムが存在しており、販売停止とともにサポートされないリスクが存在する。
- ・ 他システムとの連携を考慮したすぐに実用できるレベルでの検索・提供用の公開 API 等が実装されていない。
- ・ ユーザーにとって利用しやすい UI や機能の改善。
- ・ 利活用の促進を目的とするための実装。
- ・ ポータルサイト化し検索で発見しやすいように統一化を進めること。

## ■連携

- ・ 比較的新しい国際的なデジタルアーカイブ関連技術規格 (IIIF/RDF 等) に追従できていない機関が多く、国際的な連携が進んでいない。既存技術標準仕様と繋ぐためのブリッジ技術の仕様策定と共通化等。

## ■その他

- ・ 管理などコスト削減に繋がる AI 技術等による標準化。
- ・ 定期的な見直しスケジュールや検討委員会の意思決定プロセスなどの運用方法を定める必要がある。

## <法制度に関わる課題>

### ■肖像権

- ・ 映像：現在我々が享受している 100 年前の映像資料から意外な人物が意外な映像から発見され歴史認識が変わることもあるが、昨今の個人情報保護の観点から映像情報から個人の映像がマスクされる傾向にある。現在形での個人情報の保護は重要だが、歴史を振り返って事実を発見する可能性が失われている。情報保護と歴史資料利活用の法制度が必要ではないか？

### ■孤児作品

- ・ オーフアンフィルムに対する裁定制度のより一層の緩和。
- ・ 著作権法については、孤児作品等の著作者不明のものの処理が適切に行われる法改正が必要。
- ・ 著作権者不明コンテンツの裁定制度の簡素化、迅速化。

### ■DA の法的整備

- ・ 公的なデジタルアーカイブが設置されるための法的根拠。博物館法や美術館法、図書館法、公文書館法等に対し、デジタルデータの収集や長期保存、ウェブアクセス等が、担う業務範囲に含まれることを明記できないか。
- ・ 国立公文書館法、国立国会図書館法のような個別機関の法律は存在するが、国全体としてデジタルアーカイブを推進する根拠法が存在しない。貴重な文化資産等を長期保存し、デジタルアーカイブを活用するための法制度化が必要である。
- ・ 映画における納本制の検討。
- ・ 医療、医薬、創薬、土木・建設、監視カメラデータ（製薬、食品等）等の業種別で長

期保存すべきデータ保存義務化の法制度。

- ・ ネット上を日々流れるデータの保存とその利用の法制度。
- ・ 民間アーカイブズの保全と地域連携の規定整備。

## ■二次利用

- ・ 現行の著作権法および商慣習における課題として、権利者が多数存在するコンテンツ（出版物含む）の二次的利用が困難であることを挙げたい。上記に該当するコンテンツとして、例えば出版物では辞書、雑誌、アンソロジーなどがその具体例として示される。また、音楽、映像、ゲーム、肖像など複数の表現を包括する映像作品などにおいても同様といえる。
- ・ 二次利用について、公的機関だけでも特例的に権利処理を簡略化するなど段階的に利用機会を高めて行く法の仕組みが必要。
- ・ 有償コンテンツにおいて事業者の無許可による2次加工及び2次利用に対する罰則規定の制定等。
- ・ 映画、アニメの映像を含む映像作品における活用、二次利用を促せるような方向性が望ましい。

## ■利活用促進

- ・ 著作物等のアーカイブ利活用促進に向けた法整備。
- ・ 裁定業務の著作権等管理事業者への委託などの許諾・信託機関の創設。
- ・ 著作権や出版権などの権利情報を持つ管理団体との連携（もしくは一元管理）するための仕組化。本案件に対する補償や利用促進に向けた制度化。
- ・ 権利情報を集約したデータベースの構築。
- ・ 著作権法第31条の「図書館等」の範囲拡大。

## ■フェアユース

- ・ フェアユース規定の拡大。
- ・ 一定の要件をみたせば著作権侵害を免れるようなフェアユース等の法制化。

## ■ナショナルデジタルアーカイブ

- ・ ナショナルデジタルアーカイブを推進していく組織（国立デジタルアーカイブセンター？）が必要。
- ・ 著作権者・コンテンツ事業者・利活用事業者・ユーザー間における意見の合一を可能にするスキーム・流通形態を議論し、デザインすることが肝要である。

## ■その他

- ・ 有償のコンテンツにおいて事業者が無許可でのデータ集積に対する罰則規定の制定。
- ・ 有償のコンテンツにおいて事業者が無許可の全文及び一部表示と閲覧に対する罰則規定の制定。
- ・ インターネット配信に関する著作権の知見を共有するものを増やしていくことが重要だと考えている。
- ・ 日本が IoT で世界をリードするためのデータ保存に対する補助金制度。